

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

色麻町長 早坂利悦

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

色麻町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	13経営体
個人	84経営体
集落営農（任意組織）	25組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- (1) 地域農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- (2) 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- (3) 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

水稻中心となる集落営農組合と、認定農業者が連携を図りながら協力し合い、農地の集積を進めていく。この為には作業の効率化、規模拡大を行い、1集落1農場を目指す。しかし水稻中心の営農形態となっている為、米価の安定が望めない今、水稻のほか園芸作物や果樹、畜産等複合経営を行う法人設立を目標とする。更に後継者の確保にも繋げて行きたい。後継者が地域の中心経営体として活躍できれば、地域内も活性化し安定した農業経営が確保出来る。その為には、地域で後継者や新規就農者を育てる環境を整えることが今後の課題となる。引き続き、農地を守る為の地域の話合いを続けていくことが地域農業のあり方を導いていくと考える。

取組事項：複合化、新規就農の促進、その他（法人化）
生産品目の明確化、6次産業化、高付加価値